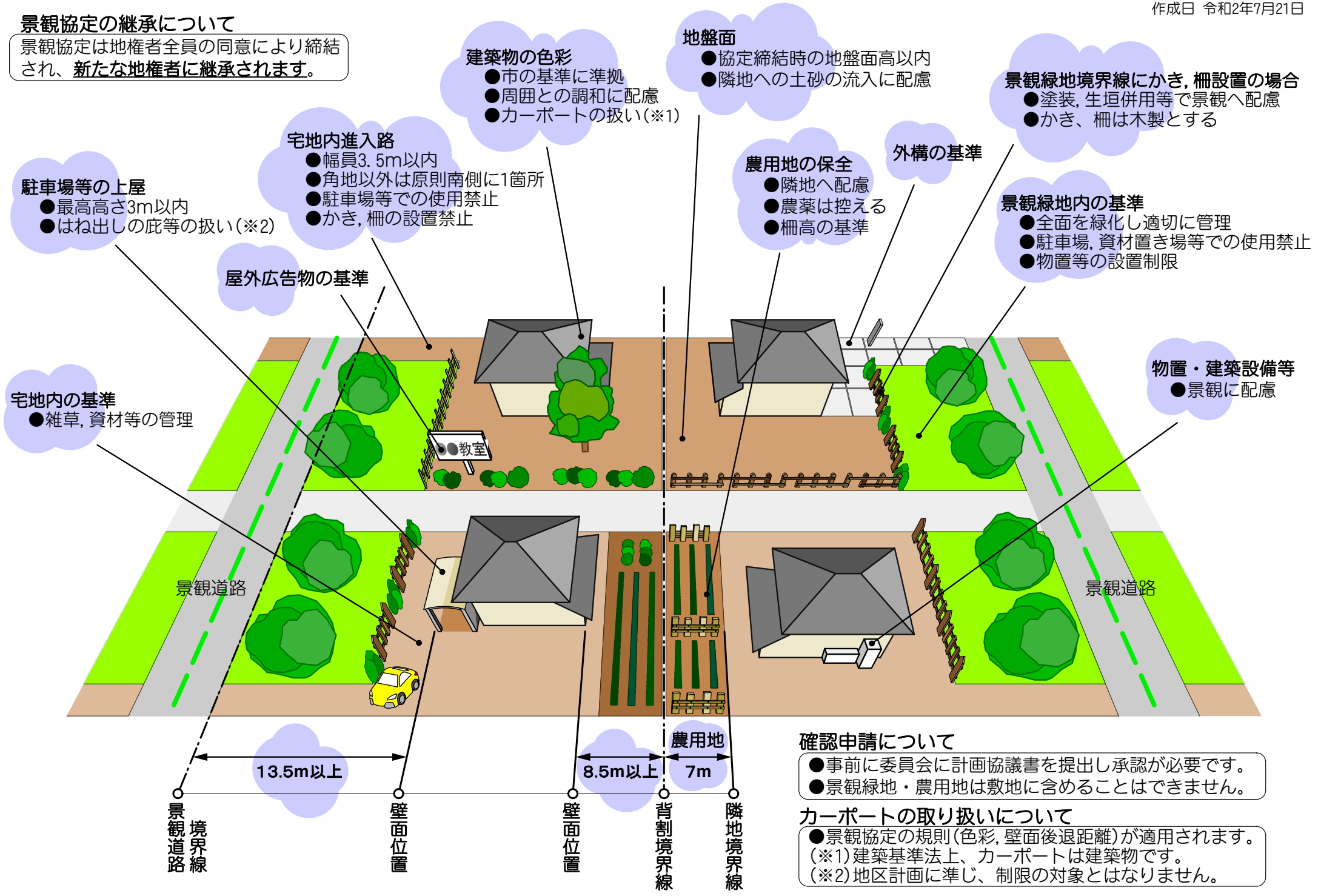


さくらの森 景観協定概要図

さくらの森景観緑地管理組合
作成日 令和2年7月21日

景観協定の継承について

景観協定は地権者全員の同意により締結され、**新たな地権者に継承されます。**



建築物の色彩

- 市の基準に準拠
- 周囲との調和に配慮
- カーポートの扱い(※1)

地盤面

- 協定締結時の地盤面高以内
- 隣地への土砂の流入に配慮

景観緑地境界線にかき、柵設置の場合

- 塗装、生垣併用等で景観へ配慮
- かき、柵は木製とする

宅地内進入路

- 幅員3.5m以内
- 角地以外は原則南側に1箇所
- 駐車場等での使用禁止
- かき、柵の設置禁止

農用地の保全

- 隣地へ配慮
- 農薬は控える
- 柵高の基準

外構の基準

景観緑地内の基準

- 全面を緑化し適切に管理
- 駐車場、資材置き場等での使用禁止
- 物置等の設置制限

駐車場等の上屋

- 最高高さ3m以内
- はね出しの庇等の扱い(※2)

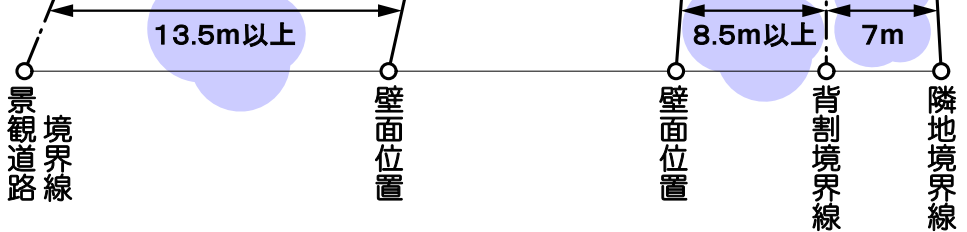
屋外広告物の基準

宅地内の基準

- 雑草、資材等の管理

物置・建築設備等

- 景観に配慮



確認申請について

- 事前に委員会に計画協議書を提出し承認が必要です。
- 景観緑地・農用地は敷地に含めることはできません。

カーポートの取り扱いについて

- 景観協定の規則(色彩、壁面後退距離)が適用されます。
- (※1)建築基準法上、カーポートは建築物です。
- (※2)地区計画に準じ、制限の対象とはなりません。

さくらの森景観協定第6条1項(4)及び(5)：カーポートの「後退距離」について

地区計画取り扱い

建築指導課決裁

平成23年7月14日

平成26年3月14日 改正

地区計画区域内における外壁のないカーポートの壁面後退の取り扱いについて

壁面の位置の制限を受ける区域において、外壁のない柱と屋根で構成されるカーポートの柱が、敷地境界線からの後退距離に満たない位置にある場合の緩和は、以下のとおり扱います。

①はね出しの庇等の部分は、制限の対象とならない・・・ 図1 ← 適用範囲-(α)

② $a+b+a \leq 3m$ ・・・ 図2 赤太線の長さ

③軒高2.3m以下で後退していない部分の床面積の合計が $5m^2$ 以内
(床面積の算出方法は、図2の $a \times b$ とします。)

←(ご注意)
さくらの森緑住(農)
街区は②③の緩和は
適用されません-(β)

【注意】

中根・金田台地区及び上河原崎・中西地区の「緑景観住宅地区」、研究教育施設第一から第十二地区、稲岡地区など上記②③の緩和が適用されない地区があります。詳細は、お問い合わせください。

